

## 三菱重工業（株）に対する嚴重注意について

平成23年7月8日  
航空局安全部航空機安全課

平成23年6月21日、三菱重工業（株）が、貨物室ドアのヒンジや点検用主翼パネル等の航空機部品を、規定された手順に従わず製造していたことを公表しました。

航空局では、上記事案を踏まえ、同社に対して6月30日から7月4日にかけて立入検査を実施したところ、浸透探傷検査<sup>\*</sup>の前処理作業（マスキング、エッチング）が規定通り行われていないこと、生産管理・品質管理が不徹底であること等の問題点がありました。

今回判明した事案は、航空法第12条に基づき型式証明を受けている航空機的设计・製造者として、また同法第20条による認定を受けている事業場として直ちに是正すべきであることから、本日、同社に対して嚴重注意を行い、同種事例の再調査、原因究明及び再発防止策の策定等を求めるとともに、規定違反のあった出荷済み部品についての安全性評価を行うよう指示しましたので、その旨お知らせします。

※浸透探傷検査とは、非破壊検査の一種で、部品表面に生じる微少な亀裂等の検出を目的とするもの。

問い合わせ先

国土交通省航空局安全部

航空機安全課 山田・千葉

03-5253-8111（内線：50213、50202）

03-5253-8735（直通）